

広島県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原東城線	三原市久井町大字下津字高麗笹一三九〇番一地从ら 三原市久井町大字江木字昆沙門沖一〇八五番一三地从ら	平成二〇年四月三日